

人間はどこで自由か？

—自由についてのノート 1—

Where are human beings free?

—Notes on freedom 1—

高橋 進

Susumu TAKAHASHI

Abstract

Where are human beings free? The idea of freedom has been discussed variously since ancient times. But it's worthy of attention that the ancient meanings of freedom have not the modern meanings of freedom.

In modern sense, freedom implies the absence of external constraints and coercion. I will trace the history of human freedom from the ancient Greece to the Reformation and research into the backgrounds and the depth of human freedom.

I. The idea of freedom

II. Freedom and cooperation...Freedom in Ancient Greece

III. Freedom of spirit...Stoics from Hellenism to the Roman Period

IV. Evil and free will...From the Classic World to the Christendom

V. Self-cause and free will...Freedom in the Medieval Christendom

VI. Freedom of conscience...Christian Liberty

In this paper, I will examine the distinctive phases of human freedom.

keywords : *freedom and liberty, communal freedom, political liberty and spiritual freedom, self-cause and free will*

はじめに

古来、「自由」についての議論は数多く、しかも多様に展開されている。しかし、現代的な「拘束の不在」、「強制からの解放」といった「自由」の意味内容を持つにいたるのは、実は近代に入るまでほとんど見当たらない。私たちが「自由」について現代では常識のように捉えている内容は、たかだか数百年程度まで遡れるものでしかない。本稿では、古代からの「自由」概念の系譜をたどり、その系譜から近代へ至る、人間の基本的権利としての「自由」概念の持つ諸相を検討し、人間の自由がどこに存立するのか、人間はどの位相で自由となるのか、人間の「自由」の存立境位を検討する。そして、「自由」概念の持つ背景と奥行きを析出することを目的とする。

I. 自由の概念

(1) 日本語としての「自由」

例えば哲学や物理学、化学などの語がそうであるように、日本における哲学・学術用語の大半は、幕末、明治維新の前後に西欧の学術が導入された際に、漢字を当てて造語されたものである。しかし、「自由」という日本語は、外来の学術用語に近い意味内容の漢語がたまたまあって、この漢語の意味を拡張して用いられたものである。

『日本国語大辞典第二版』によれば、古くは『続日本紀一宝亀八年』（777年）の記録に「専政得志，升降自由」という記述があり、「思いどおりにふるまえて，束縛や障害がないこと。思うまま。」という意味に分類されている¹⁾。この意味では中国『後漢書一閻皇后紀』「兄弟権要，威福自由」の記述を筆頭としている。幕末、明治維新の前後に英語の *liberty, freedom* の訳語として用いられてくる「自由」は「政治的自由と精神的自由」を指し、一般に *liberty* は政治的自由、*freedom* は

主として精神的自由をさす、と述べられる。

政治的自由とは、王や政府の権力、ならびに社会の圧力からの支配や強制をうけずに自己の権利を執行することを指し、例えば、思想の自由、信仰の自由、移動の自由、職業選択の自由などの市民的自由をいう。精神の自由とは、他からの拘束をうけずに、自分の意志で行動を選択できることをいう。幕末に成立した『英和対訳袖珍辞書』(1862)には「Liberty 自由 掛り合ノナキコト」とあり、また、福沢諭吉は『西洋事情』(1866-70)で、「訳書中に往々自由 原語『リベルチ』通義原語『ライト』の字を用いたること多しと雖ども、実は是等の訳字を以て原意を尽すに足らず」と述べている²⁾。このように、liberty も freedom もその原意を尽くすことなく、自由という訳語が与えられた。

1871年(明治4)には中村正直がミルの“On Liberty”を『自由之理』と題して翻案し、1879年(明治12)には植木枝盛が『民権自由論』を著わし、以降、自由はもっぱら「政治的自由」に重点を置いて、「自由民権運動」のスローガンとなっていった。

(2) liberty と freedom

liberty は政治的自由、freedom は主として精神的自由と区別を主張するのは、ハーバード・リードである³⁾。リードによれば、freedom は抽象的哲学的な概念として「積極的な状態」、「創造する自由、人が現在あるものになる自由」を表す語であり、自己実現の活動の状態である。それに対し、liberty は常に「～からの自由」、何らかの統制からの自由という意味を暗に含んだ「消極的な状態」を表し、統制の欠如を意味している。そして、人間の自由が個人の権利という形で表現される場合、常に必ず liberty という語を使い、政治的社会的状況において「公民の権利」を意味するとされる。freedom が人間の社会的政治的関係を表現する語として使われる場合においても、そこには人間の「権利」という観念は存在しない。

こうした英語における liberty という語の使い方は、西欧中世封建制から近代的な社会制度の形成に向かう時代において、早くは『マグナ・カルタ』(1215年)に見られるように「権利ならびに自由 rights and liberties」という対の概念として用いられている⁴⁾。ただし、このマグナ・カルタでの liberties は、中世封建社会の中で、実権を強めつつある王権に対し、中世の貴族たちが自分たちの古来の特権を維持するために使われた概念であって、自己の所有特権に対する他権力の排除を意味するものであった。

ルネサンスと宗教改革を通じて、中世封建的遺制から個人が解放され、歴史的社会的現実の基盤での束縛や外的拘束からの自由が主張される。それと同時に、ピューリタン・リバティの観念に基づき、個人の内面の自由が確立する。この近代的な自由の観念は、市民社会の成熟とともに、政治権力との対抗関係において人間および市民の基本的権利として自覚されるにいたる。生命・財産・思想・信仰・言論・結社の自由など、市民的自由と呼ばれるものの内実を表している。これがいわゆる政治的自由と呼ばれる。

この政治的と精神的という歴史的社会的基盤での自由の区分に対し、より基本的に自然的過程も含めて自由概念を分類すると、まず、自然的自由と理性的自由とに大別される。自然的自由はさらに二種に分かれ、一つには「外的障害の欠如」として定義され、自然の過程をも含めた「(人が望むように) 行為することを妨害するところの外的な原因からの自由」である。もう一つ別の自然的自由は「自然の権利としての自由」と呼ばれる。人間はその人間自然(本性) human nature からして自由であり、いかなる人為的な秩序・権力にも先立って自由なのであり、自然の定めた法にのみ従う。こうした自然的自由に対し、理性的自由も二種に分かれ、一つには「理性による情念の支配」として定義される。人間が人間たる所以は、自然を統率指導する上位能力としての理性を持つことである。従って、人間が感情や情念(自然)の赴くままに行動する限り、それは受動的な行為であって情念の奴隷に過ぎない。情念を理性が統制し、秩序づけることにおいて人間は自己の主人となる。さらに、人間は自発的に「理性の法(法則)に従う自由」を持つ。道徳法則あるいは理性的秩序に積極的に服従し、その統制の下で自己の存在根拠を自覚し自己規定すること(自己原因)が自由とされるのである。

アイザイア・バーリンは『二つの自由概念』⁵⁾において、こうした分類を簡略化して、「からの自由 free from」=「消極的自由」と「への自由 free to」=「積極的自由」とに二分し、いわば自然的自由を消極的自由とし、理性的自由を積極的自由とに割り振る。消極的自由とは他人に干渉されない個人の自由のことであり、積極的自由とは理性的な自己支配という観念に基づいた集団や社会への自己統制のことであって、他人に強制可能な自由である、と捉える。

(3) 自由という語の語源

このように、liberty と freedom が区別されたとし

ても、ともに「自己が自己の主人である」こと、したがって「奴隷状態」との対立概念として歴史的に成立していることは共通している。しかし、西欧における「自由」という語の語源にはまったくそのような意味は含まれていない。確かに、「自由人/奴隷」という対立項が歴史的に西欧社会に存立していたのは明確であるが、「自由」という語の語源は「拘束の不在」といった意味とは無関係である。

O・E・Dのfreeの語源説明⁶⁾によれば、初源の意味は「愛しいdear」であって、奴隷と異なった血縁関係による家族の成員に適用された形容であった。さらに、liberalは「法律上の家系に属する」という意味であり、ラテン語のliberiは「子供達」を表し、もともとは「家族の自由な成員」のことであった。この自由という概念の語源的な説明はエミール・バンヴェニストによって、明解に解説されている。

エミール・バンヴェニストはその著『インド＝ヨーロッパ諸制度語彙集』において、「自由人」について、次のように要約する⁷⁾。

インド＝ヨーロッパ社会内部では、自由人か奴隷かという身分に基づく区分が支配的であって、ローマでは、liberiとseruiの区分がそれにあたり、ギリシアでは自由人eleútheros(ἐλευθερος)がdouλος(δούλος)〔奴隷〕に對置されていた。ラテン語のliberとギリシア語のeleútherosは、対応関係が直接的で互いに重ねあわすことができ、ともに第三の言語、ヴェネト語にも見出される古い語形(e)leudherosに起源する、とされる。

この語根leudh-は《成長する/発育する》という意味で、leutherosとliberという対をなす語が《自由》という概念の起源をなす。したがって、《自由な》という概念の社会的起源は《何かから解放された》という意味ではなく、それは、植物の〔根〕と成長にたとえられる民族的出自への帰属を意味するものであった。この帰属が他所者や奴隷には決して認められない特権を授けることになる。

一方、ゲルマン語派では、たとえばドイツ語のfrei《自由な》とFreund《友人》との間に顕著な類縁関係がみられ、これによって、自由の原初的な概念が、互いに《友》と呼び合う者たちからなる閉鎖集団への帰属としてあったことが分かる。そして、《自由な》という意味への発展は、ある社会階級の持つ排他性から説明される。もともと、感情的次元で個人を形容するものであった語が、《生まれの良い者》の階級に属する成

員同士の相互的な呼称となった。

こうして、元来、個人間の愛情関係を表す語であったfreiの語源priyos(=dear)も、まず、その階級内の相互関係を示す呼称、ついで、社会的地位、《自由な》人間を示す呼称となって行き、それにつれて制度的な意味を得るようになった。

以上のように、語源的には「奴隷状態ではないこと」、つまり「拘束の不在」が「自由」の意味ではなく、むしろ積極的に自分が「主人となれる」共同体への帰属が自由を表すものであった。まず、この位相を古代ギリシアの自由観を通じて確認する。

II. 自由と共同…古代ギリシアの自由

B.C.7C～B.C.4C末は、古代ギリシアの都市国家polisが最も繁栄した時代である。そのなかでも、アテナイでは原始的な部族制が解体され、しだいに民主的制度へと移行していく。都市国家の基礎単位は、家oikosであり、強大な権限を持った家父長の下に小家族が、その資産として奴隷を所有していた。この奴隷を使って、自由市民は家業を営むとともに、共同の仕事である戦闘と公務とに参加していた。アテナイでは、B.C.6～5C、土地を所有する重武装歩兵hoplitesを担い手とする民主政が出現した。そして、480B.C.ペルシア戦争でのサラミスの海戦以後、海軍の増強に伴って軍船を漕ぐ、土地なき自由市民の政治的発言力が高まっていく。

アテナイの民主政demokratiaは、自由市民のみが国政参加権(参政権)を有するというのが特徴で、20歳以上のすべての自由市民が人民総会(民会)ekklësiaに参加し、行政は10部族から選ばれた500人評議会bouleの名で行われ、裁判にも30歳以上の市民が抽選で陪審官となる、という形で執行されていた⁸⁾。

こうした古代ギリシアのポリスの理念を高らかに宣言しているのは、テロス同盟の盟主としてのアテナイの代表的政治家、ペリクレスのペロポネソス戦争における、アテナイ側の戦死者を悼む式での演説(431B.C.)である。ペロポネソス戦争は食料ルートと奴隷ルートの確保をめぐるアテナイとスパルタとの覇権戦争であり、ギリシアの各ポリスはペロポネソス同盟(スパルタ側)およびテロス同盟(アテネ側)いずれかに属して争った大戦争であった。ペリクレスは、土地を子孫に譲り渡してきた祖先を賛美し、この地に住み、耕し、自由を守る勇気を持った市民戦士を褒め称える。そし

て、勇敢な戦士たちが死を賭してまで守り誇りとしたアテナイの国制を称揚する。トゥーキュディデースは『戦史』において、「われらはあくまでも自由にけにつくす道を持ち、また日々互いに猜疑の眼を恐れることなく自由な生活を享受している」、そして、「われらのポリス全体はギリシアが追うべき理想の顕現であり、われら一人一人の市民は、人生の広い諸活動に通曉し、自由人の品位を持ち、己の知性の円熟を期することができる」というペリクレスの誇らかな宣言を伝えている⁹⁾。

ここには、古代ギリシアのポリス共同体の理念が明確に表現されている。それは、autarcheia (独立)として表され、外部権力の下部機構として従属するのではなく国家共同体の自主独立を意味する。さらに、nomos (法)を重視し、法こそ共同体の自治を表し、法あればこそポリスは権力者の恣意から自由となる。そして、こうした自主独立と自治を支えるものこそ、eleutheria (自由)であって、ポリスの成員である市民 politês の公共生活に対する自発性・積極性をさす。つまり、ギリシア語の「自由(エレウテリア)」とは、国家共同体に所属することに由来し、その共同体の構成員(自由市民)が、ポリスの政治的決定である行政・立法・司法に参加することを規定し保証するものであった。

しかし、プラトン Platon (c.426~347B.C.)はこのような自由市民の民主制国家の危険性を指摘している。その著作『国家 Politeia』557B.~第8巻(下)において、自由は、まさに自発的にポリス全体のために自分の職分を尽くす自発性として現れなければならないという。そして、「(民主制国家では)第一に、この人々は自由であり、また、この国家には自由が支配していて、何でも話せる言論の自由が行きわたっていると、そこでは何でも思い通りのことを行うことが放任されているのではないか」という。こうした民主制国家のもっとも善きものである<自由>が、過度の自由放任へと進展するとその反動として反対方向へ転じるに至る。「過度の自由は、個人においても国家においても、ただ過度の隷属状態へと変化する以外に途はない。」「最高度の自由からは、最も野蛮な最高度の隷属が生まれてくるのだ」と、プラトンは述べる¹⁰⁾。

このギリシアにおいて、自由の古典的定義と称されている概念が登場してくる。それはアリストテレス Aristoteles (385/4~322B.C.)の『形而上学』第1巻第2章982b25~26において表される。

「自己自身のために存在するのであって、決して自己

以外の他者のために存在するのではない人間は自由である。」¹¹⁾

この「自己目的・自己原因」という定義が、自由の基本観念として、以降、西欧精神を貫くものとなっている。また、アリストテレスは『政治学』において、「人間は<ポリスの動物>である」(『政治学』1252b27~1253a10)と述べている。「人間は自然において国(ポリス)的な動物であること。’ho anthrōpos physei politikōn zoion したがってまた、偶然によってでなしに自然によって、国をなさぬものは劣悪な人間であるか、或いは人間よりも優れた者であるかのいずれかであるということである。」¹²⁾人間は、種としては動物という類の一種であるが、しかし、国〔ポリス〕を作って生活する唯一の動物は人間であって、また、ポリス共同体を成して、よく生きていない野蛮人のごときは人間の数には入らない。

「すべての国〔ポリス〕は…ある種の共同体であり、すべての共同体は何らかの善を目指して組織されている。すべての共同体のうち、最も優れた共同体は国的共同体 politikē koinonia である。」¹³⁾人間は国の中で始めてその本性を完成させる動物である。つまり、国的共同体は人間がその本性を完成させるための必須条件である。したがって、必須条件たる国を作る能力は人間本性に初めから含まれていなければならないのである。人間本性の完成は他の為でなく自己の為の完全で自足的な生活である。しかし、その完全で自足的な生活は人々が善き生活において共同するとき、実現する。つまり、国的共同体とは人々の完全で自足的な生活における共同である。しかも、ただ共に生きることの為でなく、善く生きるためでなければならないのである。

したがって、人間の自由とはポリスの法制度形式を支える根拠であり、また一方、その法形式によってポリスの構成員(自由市民)が、ポリスの政治的決定である行政・立法・司法に参加することが規定される。そして、その自由の自覚が、人間自身の完成とポリス自体の存立根拠が共通の善を目的とするのである。

III. 精神の自由…ヘレニズム～ローマ期のストア派

アテナイの没落ととも、古代ギリシアのポリス都市国家が衰退し、アレクサンドロスによる強大強力な帝国が席卷し始める。世界は地縁血縁による共同体か

ら中央権力の広域化に基づく帝国の支配へ移行する。このヘレニズム期からローマ帝国期に特徴的な思想としてストア派の思想がある。自由観念の新たな位相はこのストア派の自由論に始まる。

ストア派は、基本的には‘logos’によって与えられた自然の社会が存在すると捉える。それは、古代ギリシアのような自由市民の共同体としての polis ではない。全宇宙は「神と人間とが共有する1つの国家」、精神的・道徳の世界共同体である。アリストテレスのいうように、人間は politikon zoion (social animal)、共同社会的動物である。しかし、その共同体は、世界 kosmos を祖国とする市民 polites、すなわち kosmopolites の作る目に見えない観念的共同体、あらゆる人間を含む人類共同体＝宇宙国家（世界国家）である。

この自然の秩序、自然の社会を結び付けている規範が自然法であり、正しい理性は世界に偏在している。ここで、ギリシアのポリスの法と区別された、国法を超えた規範＝善悪の概念、正義、平等、自由の概念が成立する。ストア派と呼ばれる代表的な哲学者の自由概念を列挙すると、キケロでは「自由とは、自分の望みどおりの生き方ができる、自分で決断を下すことができる」ことであり、自由意志を持つとは「われわれの力で左右される。われわれに服従する」ということである。つまり、自由とは、外界の原因ではなく、当のものに本来備わっている原因、自己原因である。エピクテートスによれば、自由とは「われわれの好きなように生きることができる」ことである。そして、苦痛、恐怖、不安からの離脱を意味し、まさに奴隷状態からの離脱が自由であった。ローマ皇帝マルクス・アウレリウスの自由とは、精神の自由、心内の小田園を表し、外のものが原因とされる悩み、苦しみの判断は、実は悩み、苦しみは外のものではなく、そう判断する自分の心に原因がある。そこから、悩み、苦しみの情念から超越した自由な精神状態に至ること、つまり、自由とは精神の自由をうることであった。したがって、精神の自由とは悩み、苦しみを統率する内なる統率的部分の発現である¹⁴⁾。

ストア派の自由とは自主的行為をなしうる力であり、肉体的欲望に支配されず、情念から解放されて、積極的に理性に従うことであり、それが望みどおりの生き方であり、正しい生き方である。理性、すなわち自然法の支配の遂行は、人間が義務に従って自主的に法を遂行することとされたのである。

IV. 悪と自由意志…古典世界からキリスト教世界へ

実質的であれ観念的であれ共同体の中で、人間自身の自己完成を目指す主体的な自己原因という自由概念に、人間の存在根拠の深淵を問いかけたのはキリスト教であった。古代ギリシア・ローマの古典世界から中世キリスト教世界に変遷する時期に、偉大な教父であり最高の思想家として影響を与えたのは Augustinus (354～430) である。そして、自由の問題に新たな光を投げかけ、悪と自由意志、および神の予定（決定論）と人間の自由という問題構制を定式化することとなった。

アウグスティヌスは、歴史の内に自己を顕現した「生ける神」と、その前に立つ現実の人間という構図を提示する。人間の自由と平和を獲得するためには、神によって造られた被造物である自己が、「私は何であるのか」と問いかける。そして、アウグスティヌスはその自己に神の側から光を当てようとする。

人間の生、つまり、このつかの間の現世での個人の1回限りの生において、自己の存在の根拠とは何か、そして他者との共同の根拠とは何か。その場合、歴史（現世の出来事）における civitas (共同体＝国家) が問題となる。絶対的な神の意志が歴史の中に実現しているならば、この現世の混乱と闘争と破滅はどこから来るのか。そして、全知全能の神の予定を前提とするなら、人間の自由意志は否定されるのか。しかし、人間に自由意志が欠けているのであれば、悪の存在は神自身に起源を持つとされるのか。

アウグスティヌスによれば、悪は滅びること、朽ちることであり、悪の原因は人間の主体的な意志の自由な決定にある。悪の原因は人間自身の内側に根を持つ。悪は神からは来ない。悪は善なるもの（存在の優位）を前提とする。しかし、存在するものは絶対的に善なるもの（＝絶対的な存在＝神）ではない。絶対的な究極の善（存在）は神のみである。悪は存在すべきものの欠如であり欠陥である、という。例えば、失明＝視力の喪失は悪であり、本来の視力という善（徳 virtue）の欠如、存在の現実性の低下を表す。同様に、罪＝悪は、それ自体として存在するものではなく、善（存在）がなければ起こることなく、善（存在）があるからこそ、滅び朽ちる。

意志の自由（自由意志）

アウグスティヌスは人間の意志の自由、自由意志

liberum arbitrium を前提する。人間の自然本性は罪を犯すことができる、つまり「悪の可能」な存在であって、自由意志に基づく。それは、人間が自己の生の根拠、存在の根拠を知らず、自然本性として「自己愛」=「欲望」を中心にして生きているからである。

この「地の国」=「現世」は、支配/被支配=命令/服従を原理とし、人間の意志によって、秩序と平和を求める。しかし、支配欲に基づく「地の国」はたえず、混乱と闘争と破滅を繰り返している。けれども、その中で、神への愛、神への信仰に目覚める（それによって生きる）者=「神の国の市民」は、神の賜物=恩寵によって、「罪を犯さないことのできる」自由意志を与えられる。この、いわば恩寵としての自由意志こそ、本来の自由が存立する根拠となる。

神の本性とは、罪を犯すこと（悪）のできない（不可能）こと、すなわち、悪の不可能性であって、それゆえ、欠如なく完全である。それに対し、人間の自然本性は、自由意志によって「罪を犯すことができる」、すなわち、悪が可能であり、存在に欠如・欠陥を持つ。

しかし、神の賜物、恩寵によって、人間は自由意志によって「罪を犯さないことができる」、すなわち悪の反対、つまり善の可能性を持つことができる。この自由意志による「罪を犯すことができないこと」=悪の不可能性は、神の本性と同じであり、自己の存在の完全性、充実、充満へ至りうることである。したがって、神への愛に生き神の本性にあずかる人間は、神への正しい信仰によって善く生きる、正しく生きることが可能となる。従って、人間は自己の存在根拠の欠如を満たし、十全な自足した存在、すなわち、自由となるのである¹⁹⁾。つまり、神の本性にあずかる人間は神の恩寵によって、「罪を犯すことができない」、すなわち「悪へ向かう自由意志」をもち持つことができないのである。その際、次のようにこの意志の自由を分析する。

意志の自由には「意欲する」「できる」「なす」という三つの契機が存在する。まず、身体の場合はこの三つの契機は区別される。例えば、「足を動かす」という場合、1. 意志が足を動かすことに同意し決定する。しかし、2. 外的障害物が足を拘束するなら、足を動かす（「なす」）ことは「できない」。けれども、3. 外的障害物がなければ、足は意志の決定に服従する。身体の場合、意志の自由は外的障害、物理的制約がなければ、「意欲する」→「できる」→「なす」と経過する。

ところが、精神（魂）の場合、「意欲する」「できる」「なす」という三つの契機は、1つの実体=精神（魂）

の内にある。したがって、あることについて、意志が同意し、決定し、命令するなら、精神はそれを「なす」ことが「できる」。意欲し、決定し、決定に従うことも、同じ1つの私の精神であるから。

それゆえ、「悪から逃れ、善に向かう」ことを、意志が決定すれば、精神は「なす」ことが「できる」はずである。しかし、現実にはできない。悪に陥っている。精神は「できる」はずなのに、そうでない状態である。それはなぜか。そこには善を避けようとする自己があるからである。つまり、人間は自由な決定の主体であるように見えながら、悪を欲する不自由な状態がある。しかし、精神の領域に外的障害物は無い。とすれば、障害物は内的、つまり、精神それ自体である。精神の欠陥、精神の内なる欠如が人間を不自由な状態にする¹⁹⁾。

したがって、真の自由とは常に善を完全な仕方で意志すること、精神に欠如がないこと、つまり、精神が善を意志し、善を決定し、善を「なす」ことが「できる」以外にはありえない十全なあり方が自由なのである。神への信仰、神の恩寵によって、人間の生を充実させ、存在を充実させることは、人間が自己の根拠を知り、他者と愛（隣人愛 karitas）という関係において、社会共同の善を実現することに存する、とアウグスティヌスは結論する。

V. 自己原因と自由意志…中世キリスト教世界の自由

次に、西欧中世キリスト教世界の最大の神学者であるトマス・アクィナス Thomas Aquinas (c. 1225~1274) の自由についての論述を検討する。トマスの自由 libertas 概念は、アリストテレスの自由概念に基づいている。アリストテレスの自由概念、「自らのために在る者が自由である」、つまり「それ自身の原因であるところのものは自由である」という自己原因としての自由概念を基本とする。人間は自らの働きの根源を自己のうちに有する者、自らの行動の主であるとの意味で自由である。とすれば、人間が主体的に意志する行動は、すべて自己を原因とする自由な行為となるのであろうか。ここでは、行動を決定する自由意志の根拠（原因）が問われることになる。

人間の、自由の担い手、つまり自由の能力である意志は、究極目的を自然本性的、必然的に欲求する。その場合、目的は原因であり、しかもすべての原因のう

ち、第1の原因である。目的を原因たらしめるもの、行為者がある方向へ確定されること、つまり行為者が定位されるのは、究極目的たる善が自らの下へ引き付けることに基づく。善が自らの存在を実現することによって、つまり、善が善を実現するという善の因果性(善が原因、十全な実現された善が結果)によって、行為者の働きが確定される。それが行為者の内に目的への自然本性的傾向性を生ぜしめるのである。

このようなトマスの間人観の背景には、人間は「神のかたどり/似すがた *imago Dei*」、人間は「神にかたどって *ad imaginem Dei*」造られた、という観念がある。そこから、人間は自らの働きの根源であり、その働きを通じて自らの世界を作り上げていく、その限り、創造主たる「神のごとく」振るまう者である。人間は自由な主体である限りにおいて、優れた意味で「神のかたどり」なのである。

自由な主体である人間は自らの働きの根源であり、自らが造り出す世界の原因となる。しかし、トマスによれば、人間は当然、第1原因ではない。実際は第1原因たる神に依拠することによってのみ、その働きを営みうるのである。その営みは、究極目的たる神へと秩序づけられることによってのみ、実りを結ぶことができる。

トマスの自由意志

上述したように、人間が自らの行動の主であるのは、意志による。意志の欲求、目的が意志の固有の対象である。その場合、意志の第1の原理、究極の目的は神であり、善そのもの、すなわち最高善である。さらに、意志が究極目的(神、最高善)を欲求するのは、自然本性であって必然的である。そこから、行動の根拠たる意志の原因性のあり方が問題となる。

一般的に「あるものが動かす」という場合、次のことが考えられる。

1. 目的が作用者を動かす…知性が意志を動かす。目的として動かす。

人間は意志を有する。意志は端的に善を意志する。意志は必然的に究極目的を意志する。それと同時に、人間は知性・理性を有する。この知性の判断・認識の力は選択作用として働く。知性によって目的(=善)が認識される。認識された善が意志の対象である。ここには知性による主導が存在する。

すべての行為・運動は、目的のために行為・運動する。その原因が自己の内にある場合(=自由)か、外部にあるか、のいずれかである。そして、まさに人間

は自己の内に原因があつて目的のために行為・運動する者なのである。

意志性とは、行為が完全に行為者の内的原理から出てくるものであり、行為者の自然本性そのものに属する。あたかも、石が下方に運動するように、人間は自然本能的に完全な善である究極目的を欲求する。人間の自由の基礎はこのような意志性にある、とトマスは言う。

2. 作用者(主)が対象を動かす…意志が知性を動かす、意志が魂の力を動かす。このような形で意志と知性との統一、結合が図られる¹⁷⁾。

人間においては、目的が認識され、目的への傾向性は内在化され、自発的、意志的 *voluntaria* となる。そして、その目的実現の手段に関わる行為は自由 *liber* となり、その決定は自由意志=決意 *liberum arbitrium* に基づく。ここでトマスは自由意志の二つの次元を指摘する。一つは、「意志する」ことにおける「自発性 *voluntarium*」と、また一つは「選択する」ことにおける「自由 *libertas*」である。つまり、人間の自由とは、自発的な決意による選択可能性であるという位相の提示である。したがって、

1. 「意志する」働きは目的を対象とする。目的の主導によって自然本性的、必然的、無条件的に意志は働く。
2. それに対し、「選択する」働きは、目的への手段たるものを対象とする。一挙に目的へと到達するのではなく、中間段階、媒介手段を経て、目的に到達するという人間的意志活動のあり方を示す。

このように人間は自由意志を有することによって自己の運動の原因であり、自己の行為の主体である。しかし、だからといって、人間は自己の行為の第1原因なのでない。自由であることが、自己の運動の第1原因だと思ひ込むことが「悪」である。悪とは、自由な人間が自己を第1原因だと思ひ込む倒錯し歪んだ意志のことである。

人間が自由意志を持つということの意義は、人間は、判断、認識の力によって、あるものを回避すべきか追及すべきかを判断できるということである。こうした理性による考え合わせが自由意志が働くということである。本来、神が自然的原因も意志の原因をも動かす第1原因である。しかし、神が自然的原因を動かす、といつても、自然的原因の働きを自然的でなくすることはない。同じく、神が意志の原因を動かすことによつ

て、意志的原因の働きを意志的でなくすることはなく、むしろ、意志的原因において、その、なす働きをする。つまり、神が自然をも人間をも動かす第1原因である。そして、人間は神に依拠して自然本性的に完全な善である究極目的を意志する。神の国——地の国、天上界と地上界との連続、現世の秩序が天上の秩序に連続する、とトマスは考える¹⁸⁾。

VI. 良心の自由…クリスチャン・リバティ (Christian Liberty)

(1) 宗教改革の思想史的意義

宗教改革において、自由概念は新たな近代的位相を展開する。人間は個として、何にも代えることのできない絶対性を持つ。個として宇宙であり、自己の存在の主宰者である。従って、自己の中に法を有し、被告にして裁判官である。その裁きを見守るのはただ一人の神のみである。こうした宗教改革期の内的自由の観念は、個人に対する外的な強制や拘束を絶対的に拒否する近代的な自由の位相の成立であった。人間は個の内面において自由となったのである。

マルティン・ルター Martin Luther (1483~1546) によれば、Christian Liberty とは、国王がそれによってわれわれを自由にする自由 (Civil Liberty) ではなく、「キリストがそれによってわれわれを自由にする」ところの自由である。Christian Liberty は人間を神に対する奉仕から自由にするのでなく、神への奉仕のために自由にする。真のクリスチャンは、従来の外的拘束ないし超越的な法へ服従する代わりに、個人の自主的な聖書解釈に基づく良心の法へ服従する。個人の内的自由 (inner freedom) 実現のための最終裁判官は個人そのものである、と捉える。自主的判断に基づいて良心の法に従うところに、人間の真の自由がある。

ルターは、国家と宗教 (信仰) を画然と区別し、人間は地上の問題については国家権力に服従しなければならない。しかし、信仰、良心の問題に関しては、神に対してのみ責任を持つ。したがって、良心の自由 (内的自由) の実現のために、一切の外的拘束「からの自由」としての Liberty がなければならない、と説く¹⁹⁾。

この良心の自由の教えは、個人の内面領域を国家生活から独立したものとして確立することになった。個人の内面世界こそ、国家権力に優先し、いかなる権力によっても侵害されないものという観念を確立したのである。

(2) ピューリタン革命の自由 Puritan Liberty

このルターの教えから始まったピューリタン革命において、自由の概念は近代的な人間の基本的権利として、その基盤を獲得するようになったといえよう。その特徴は、

- ①神のものとカエサルのもを画然と区別する。その根拠に基づいて、外的権威、拘束に縛られない良心の自由がある。これは万人の自然的自由である。
- ②この自由は、国家ではなく神の福音 (恩恵) によって、人間に生まれながら与えられた天賦の (自然・生得の) 権利である。神の子としての人間は「生まれながらの権利を持つ」という良心の自然権を主張する。
- ③人間の良心の自由 (自然権) を、神の前での自由を実現するため、一切の国家権力の干渉からの自由、外的拘束からの自由として主張する。

ここにおいて、人間の自由の存立する基盤が明確な自覚の下にもたらされたといえよう。

注

- 1) 『日本国語大辞典第二版』(小学館)第2巻(2001)、1197頁、「じゆう」の項。『続日本紀』宝亀8年(777)の記述は内大臣藤原良継が「政をもっぱらとし、志を得、官人の昇進や降格を意のままにする」という意味。『続日本紀五』『新日本古典文学大系16』岩波書店(1998)49頁。
- 2) 『福沢諭吉著作集』第1巻「西洋事情」『西洋事情二編例言』慶応義塾大学出版会、230頁。上の2例は liberty の訳語として、「自由」が採用されているが、それ以前、蘭学者、小関三英(1787~1839)は、当時、現代の英雄として喧伝されていたナポレオンの伝記を訳す際、オランダ語「フレイヘイド」を、片仮名で音を表わすしかなかった。そして、「フレイヘイド」の注解として、「敵国に打勝って不羈の国になりたるを祝するの辞なり」(1837『ナポレオン伝』訳)。つまり、オランダ語の「フレイヘイド」は民族の独立と自由を含意するものであった。参照、柳文章『翻訳語成立事情』岩波新書175頁以下。
- 3) ハーバード・リード『アナキズムの哲学』法政大学出版局「自由の鎖」大沢正道訳201頁
- 4) 高木八尺他編『人権宣言集』1957年岩波文庫45頁
- 5) 自由に関する参考文献として、克蘭ストン、M.『自由—哲学的分析—』岩波新書、1976年。田中正司『現代の自由—思想的考察—』御茶の水書房、1983年。ベルチンスキー/グレイ編『自由論の系譜』行人社、1987年。Dewey & Gould, Freedom: Its history, nature, and varieties. Macmillan. Berlin, I., Two Concepts of Liberty: Four Essays on Liberty. Oxford, p.131, p.162. バーリン、I.『自由論』(小川・小池・福田・生松訳)みすず書房、297頁。

- 6) Oxford English Dictionary の free の語源説明, vol. IV, p.520.
- 7) エミール・バンヴェニスト著『インド=ヨーロッパ諸制度語彙集 I』言叢社, 前田耕作監修, 313頁以下.
- 8) 古代ギリシアの自由については, 村川堅太郎『世界の歴史 2 ギリシアとローマ』中公文庫 Patterson, O., Freedom, volume I, Making of Western Culture, Basic Books 1991, p. 47ff.
- 9) トゥーキュディデース『戦史(上)』久保正彰訳, 岩波文庫, 225頁以下, Loeb Classical Library, Thucydides I, Book II., xxxv. p318f.
- 10) プラトン「国家 Politeia」557B.~第8巻下, 藤沢令夫訳, 岩波文庫『国家 下』204頁以下. Loeb Classical Library, Plato VI. Republic II. p.284ff.
- 11) アリストテレス『形而上学』第1巻第2章982b25~26, 出隆訳, 岩波文庫, 上28頁. Loeb Classical Library, Aristotle XVII, p.14
- 12) アリストテレス『政治学』第1巻第1章1252a~1253b 山本光雄訳, 岩波文庫, 上31頁以下. Loeb Classical Library, Aristotle XXI, p.2ff.
- 13) 同上
- 14) ストア派として位置づけされている思想家は Cicero, Marcus Tullius (106~43B.C.) ローマの政治家, 哲学者. カエサルとの確執, カエサルの死後, アントニウスと反目, アントニウスの手下の者によって暗殺. Seneca (5/4 B.C.~65A.D.) ローマの詩人, 哲学者. 皇帝ネロの教師, ついで執政官となった. ネロの暴政が高じるにつれて, 身を引こうとしたが, ピソの反逆に加担したという疑いで死を命じられて自殺した. Epiktētos (c.55~c.135A.D.) ギリシアの哲学者. ストア派. フリギアの生まれ. ネロの重臣である主人によって奴隷の身を解放され, ローマで哲学を教える. Marcus Aurelius (121~180A.D.) ローマ皇帝. 『キケロ・エピクテトス・M. アウレリウス』「世界の名著13」鹿野治助編, 中央公論社自由についての引用はキケロ「ストア派のパラドックス」108頁, エピクテトス「語録」316頁, アウレリウス「自省録」437頁.
- 15) アウグスティヌス『神の国』第22巻, 服部・藤本訳, 岩波文庫, Loeb Classical Library, Saint Augustine; The City of God against the Pagans, VII. Liber XXII. xxii. ~xxx. p.304~372.
- 16) 同上, 第5巻・第13巻・第15巻, Ibid. II. Liber V., IV. Liber XIII., Liber XV.
- 17) トマス・アクィナス『神学大全』第1部第83問第1項, 大鹿一正訳, 創文社, 第6巻229頁以下.
- 18) 同上, 第1部第82問第4項, 同上, 221頁以下. なお現代的な意味における自由意志と決定論の問題構制は, Free Will, edited by G. Watson, 1982, Oxford Readings in Philosophy (OUP), また, ホホワイト, M. 『自由意志について』法政大学出版局, 1997年, が詳しい.
- 19) ルター『キリスト者の自由』『奴隷的意志』「世界の名著18」松田智雄編, 中央公論社, Martin Luther Ausgewählte Schriften, Hrsg. v. K. Bornkamm u. G. Ebeling, Bd. 1, Insel Verlag (1982), S. 239f.

(平成17年9月21日受付)
 (平成17年12月15日受理)

